

## 太陽 ASG 国際税務ニュースレター

### 今回のテーマ： 適格合併の改正

一年先送りとなっていた合併等対価の柔軟化が平成 19 年 5 月 1 日から施行され、三角合併も可能となりました。これにともない、平成 19 年度税制改正ではいわゆる三角合併税制が導入されます。

#### 1 適格合併の要件

合併に際し、被合併法人から合併法人への資産・負債の移転については、原則として、時価で譲渡されたものとして譲渡損益に法人税が課税されますが（法人税法 62①、②）、例外として、いわゆる適格合併に該当するものについては資産・負債の移転については簿価で引き継がれるものとして課税の繰延が認められています（法人税法 62 の 2①）。

適格合併の要件は、次のとおりです（法人税法 2 条十二の八、法人税法施行令 4 の 2）。

##### (1) 100%親子間の合併の場合

①合併法人の株式以外の資産が交付されない ②完全支配関係の継続

##### (2) 50%超の親子間合併の場合

①合併法人の株式以外の資産が交付されない ②支配関係（50%超）の継続 ③従業員の概ね 8 割以上の引継ぎ ④事業継続

##### (3) 50%以下の会社間の合併（共同事業を行うための合併）の場合

①合併法人の株式以外の資産が交付されない ②従業員の概ね 8 割以上の引継ぎ ③事業継続 ④事業規模の割合が 1:5 以内または特定役員 1 名以上の留任 ⑤交付株式の継続保有 ⑥事業関連性

三角合併ではこの「50%以下の会社間の合併」要件が重要となります。三角合併では合併法人と被合併法人との間に持分関係がないケースが通常と考えられるからです。

#### <平成 19 年度税制改正>

平成 19 年度改正では、合併法人の株式を直接 100%保有する親会社の株式のみが交付される合併の場合も適格の対象となります（法人税法 2 条十二の八、法人税法施行令 4 条の 2①）。すなわち、上記(1)~(3)いずれの場合も、他の全ての適格要件を満たす限りにおいて、100%直接支配の親会社株式を交付するケースも適格合併となります。

平成 19 年 4 月 13 日、被合併法人と合併法人の事業関連性に関する財務省令が発表されました。これは上記(3)の⑥「事業関連性」の内容を明確化したものです。合併法人と被合併法人が、事業性と関連性の双方を満たす必要があり、それぞれの内容は以下のとおりです。

「事業性」については、次の要件のすべてを満たす必要があります（法人税法施行規則 3①）。

①事務所、店舗、工場等の固定施設を所有し、または賃借している。②従業員がいる。③自己の信義と自己の計算において、商品販売、広告宣伝、市場調査などの行為のいずれかを行っている。

「関連性」については、次の要件のいずれかを満たす必要があります（法人税法施行規則 3②）。

①被合併事業と合併事業が同種 ②被合併事業と合併事業に係る商品、資産、役務、経営資源が同一または類似 ③合併後に、被合併事業に係る商品、資産、役務、経営資源を活用して営まれることがみこまれていること

したがいまして、合併法人がペーパーカンパニーと認められた場合には「事業関連性」の要件を満たさないこととなります。

## 2 被合併法人の株主の課税繰延への要件

被合併法人の株主は、合併により合併法人の株式の交付を受けた場合には原則として、株式の譲渡を行ったものとして課税されますが（法人税法 61 の 2①）、例外として、合併法人の株式以外の資産が交付されない場合については、株式の譲渡損益計上を繰り延べることでされています（法人税法 61 の 2②）。

＜平成 19 年度税制改正＞

合併法人の株式以外の資産が交付されない場合に加えて、合併法人を直接 100%保有する親会社の株式のみが交付される場合も原則として、被合併法人の株主における課税繰延が可能となります（法人税法 61 条の 2②、法人税法施行令 119 条の 7 の 2①）。

ただし、株主のうち非居住者又は外国法人に対して外国親会社の株式が交付される場合には合併の時点で株式の譲渡益に対して課税されます（課税関係が生じる場合に限りです）。

### **お見逃しなく！**

- 平成 19 年度税制改正では、国際的な租税回避行為を防止するための重要な例外規定が数多く設けられていますので、留意が必要です。
- 合併契約の承認には合併される会社の株主総会で 3 分の 2 以上の賛成が必要となります（会社法 309 条②十二）。そこで、三角合併における敵対的買収として「考えられるシナリオは、まず現金で議決権の過半数を取得し、その上で三角合併を株主総会に提案する二段階買収」（日経新聞平成 19 年 4 月 17 日）となります。このようなケースですと、上記適格合併の要件のうち、(2) 50% 超の親子間合併の場合、もしくは、(1) 100%親子間の合併の場合となり、事業関連性の要件を満たすことなく適格合併となりえます。